

22 建企第 591 号
平成 23 年 2 月 4 日

(社)長崎県建設業協会会長
長崎県建設工業協同組合理事長
(社)長崎県港湾漁港建設業協会会長
(社)長崎県中小建設業協会会長
(社)長崎県工務店連合会会長
(社)長崎県造園建設業協会会長
(社)長崎県ほ装協会会長
(社)長崎県下水道建設業協会会長
(社)長崎県管工事協会会長
長崎県電気工事業工業組合理事長
(社)長崎県測量設計業協会会長様

長崎県土木部長

道路工事における事故防止について（お願い）

晩冬の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃からの本県の土木行政に対するご理解、ご協力につきましても御礼申し上げます。

工事における安全確保については、日頃より貴団体傘下の各協会員へ御指導いただいていることと思います。

しかしながら、2月4日早朝、本県土木部発注工事において、バイクが転倒し、運転手である第3者が負傷する事故が立て続けに3件発生しました。

現在、事故の要因等は、労働基準監督署、警察署により検証中ではありますが、交通開放した道路に残されたL型側溝と舗装面の間の50mm程度の段差にバイクが乗り上げ、運転手がハンドル操作を誤って転倒したと考えます。

このことから、道路解放時には、下記事項を徹底するよう願います。

～ 記 ～

- 1.原則として、段差部は必ず擦り付けを行って交通開放すること。
- 2.擦り付けの無い段差部は、バリケードなどを用いて進入不可能とすること。
- 3.「徐行」や「段差有り」の看板設置と路面表示により、運転者に注意を促すこと。
- 4.擦り付け後は、試走してハンドル操作などに支障が無いか確認すること。

※特に道路端部は、段差部に弱い歩行者、自転車、バイクなどが通行するため、特に注意すること。

担 当：長崎県土木部建設企画課
技術情報班 米田 三樹
095-894-3023